

2020年10月12日

EU Ecodesign Regulation [No 2019/2021]  
On Ecodesign Requirements for Electronic Display

**BSEFは、電子ディスプレイの筐体及びスタンドにおけるハロゲン系難燃剤の禁止は不要であり、欧州の循環経済アジェンダをサポートすることは何もしないという見解を繰り返し表明する。**

### 背景

電子ディスプレイ<sup>1</sup>のエコデザイン要求事項に関する欧州委員会規則は、実質的な科学的リスク評価に基づくものではなく、ほぼ全てが規制上制限の対象とならない化学物質のクラス全体を対象として、ハロゲン系難燃剤(HFR)の禁止を導入している。

この禁止は、重要な規制の先例であり、物質が環境や人の健康に重大な危険をもたらすかどうかの判断に、十分確立された強固なプロセスに頼ることなく、エコデザイン指令<sup>2</sup>に基づき同様に禁止する方法へ道を開くことになる。それは、バリューチェーンだけでなく、化学およびプラスチック生産者に不確実性をもたらす。

### 臭素系難燃剤-電気・電子製品の火災安全と循環にとって重要

電気・電子製品に臭素系難燃剤(BFR)を使用することは、包括的安全性(発火物質の発生抑制)に貢献する。これは、命を救うための貢献だけでなく、製品や財産の節約にもつながり、資源の無駄を防ぐことを意味する。廃棄時には、臭素系難燃剤を含むプラスチック製品は、プラスチック廃棄物流の量と組成ならびに地域の条件に依存し、いくつかの廃棄物管理の処理オプションを受けることができる。BSEF企業は、新規の廃棄技術に投資することにより、材料の循環性を一層高めるため、バリューチェーンの利害関係者と積極的に取り組んでいる。

### EEE由来のプラスチックを含むBFRは循環への準備ができている

この禁止導入の根拠は、欧州委員会によれば、HFRがリサイクルを妨げることにあった。このことは、リサイクル業者がこれらの流れを効率的に扱っていることから、根拠ある事実により裏付けられたものではない。電気・電子機器(ディスプレイやスタンドを含む)からのプラスチックの廃棄物処理の問題は、複数の変動要因-WEEE収集システム、添加剤の全体的負荷、ポリマータイプの多重性-などはるかに複雑な状況の一部であり、単に難燃性添加剤だけに係るものではない。

実際、臭素系難燃剤を含むプラスチックは容易に選別され、再利用が主張される。臭素系難燃剤を含むプラスチックは、代替システムよりもはるかに優れた機械的および火災性能を保持することが実証されている。BFRによるプラスチックからのケミカルリサイクルプロセスは現実的であり、これらのプロセスは混合廃棄物流中の多種多様なBFRに対処する効率と可能性を提供する。FR添加剤によるプラスチックのライフサイクル評価から、BFRを含むプラスチックは、国連の持続可能な目標を達成するため、不可欠なより良いカーボンフットプリントをもたらすことが明らかになった。ハロゲン系難燃剤の全面禁止は、欧州の電気・電子機器をめぐるより大きな循環性とリサイクル問題に関し現実と可能性を無視しているため、誤った誘導となり情報が提供されていない。

<sup>1</sup> 欧州委員会規則(EC)No 1275/2008を改正し、欧州議会規則(EC)No 642/2009を廃止し、欧州議会及び閣僚理事会指令2009/125/ECに基づき電子ディスプレイへのエコデザイン要件を定めた2019年10月1日欧州委員会規則(EU) 2019/2021、-2019年12月5日EU官報L 315/241、p.241

<sup>2</sup> エネルギー関連製品のエコデザインの要件設定の枠組みを確立する2009年10月21日欧州議会及び理事会指令2009/125/EC、-2009年10月31日 EU官報 L 285、p.10-35

SOFIES(WEEEリサイクルの専門家)が、BSEFに代わって実施した最近の試験では、難燃剤や臭素系難燃剤が電気・電子機器からのプラスチックのリサイクルを妨げないことが確認されている。実際、EUにおける現行のWEEEプラスチックリサイクルシステムは、EUで回収されたBFRプラスチックの95%が、現在公共のWEEEリサイクルチャンネルを通して分離され、廃棄されることを保証している。

### **禁止措置は立証されておらず、エコデザインは適切な法的枠組みではない**

「エコデザイン」対策を支援するために行われた規制上の影響評価は、電気・電子機器(EEE)で使用される時を含め化学物質を規制するため特別にデザインされた関連法規(REACH、RoHS、WEEE)との統一性や首尾一貫性を完全に評価してこなかった。ハロゲン系難燃剤のいくつかは、これらの異なる枠組みの下で評価プロセスを行っているか、あるいは受けているため、これら他の枠組みと独立させてエコデザインの枠組みの下で行動する欧州委員会には固有の矛盾がある。循環経済を支援し、プラスチックのリサイクルを助けるために、必要に応じ欧州委員会により構成されてきたが、それは何も行えないだろう。

### **包括的な禁止は正当化されておらず、廃棄物および化学物質に関する確立された規制手段と矛盾している**

REACHや電気・電子機器における有害物質の制限に関する指令(RoHS)など、成形体に含まれる化学物質の使用を制限する欧州の十分確立された法的枠組みを効果的に裏付ける側面で、ハロゲン系難燃剤の禁止は、欧州委員会自身のより良い規制ガイドラインと一致していない。特に、RoHS指令の目的は、EEEにおける重金属、難燃剤その他の物質など有害物質の使用に伴う廃棄物管理段階での健康や環境リスクの低減に焦点を当てている。

RoHS指令は、従来、電気・電子機器に含まれる特定の難燃剤を制限しており、現在、電気・電子機器に使用される一つの臭素系難燃剤に評価が進められている。

その他の臭素系難燃剤についてもREACHで評価が行われている。これらのプロセスが未だ完了していないことを考え、BSEFは、HFRに関する包括的禁止は、それぞれのプロセスにおけるこれら物質の客観的評価を著しく予断させ危うくすると主張したい。

### **BSEFはハロゲン系難燃剤の使用禁止の廃止を求めている**

2020年2月20日BSEFは、欧州委員会規則(EC)No 1275/2008を改正し、欧州議会規則(EC)No 642/2009を廃止し、欧州議会及び閣僚理事会指令2009/125/ECに基づき電子ディスプレイへのエコデザイン要件を定めた2019年10月1日欧州委員会規則(EU) 2019/2021について、現状ハロゲン系難燃剤を禁止していることから、裁判所に無効にするよう要請し、欧州委員会を相手に訴訟を提起した。

訴訟番号T-113/20は、現在司法裁判所にあり、BSEFは裁判所が正当な道筋で何を述べるか聞くことを期待している。

### **BSEFについて**

BSEF(国際臭素協議会)は、臭素生産者および臭素技術の生産者のための世界的な代表団体である。BSEFは1997年に設立され、臭素とその応用の社会的利益に関する知識の普及に取り組んでいる。BSEFメンバーに、アルベマール社(Albemarle Corporation)、ICL Industrial Products社、ランクセス社(Lanxess)および東ソーが加入している。

詳しくは、[www.bsef.org](http://www.bsef.org)をご覧ください。最新のニュースや情報については、Twitterの@BromineInfoでBSEFをフォローしてください。

### **追加情報**

Dr. Kevin Bradley [kbradley@bsef.org](mailto:kbradley@bsef.org)から更なる情報を得ることができる